

委員会提出議案第 1 号

さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 3 月 19 日提出

さいたま市議会議会運営委員会

委員長 高橋 勝 頼

さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例

さいたま市議会委員会条例（平成 13 年さいたま市条例第 286 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ [略]市民生活委員会 13 人市民・スポーツ文化局、環境局及び消防局に関する事項保健福祉委員会 13 人保健福祉局及び子ども未来局に関する事項・ [略] <p>2～4 [略]</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ [略]市民生活委員会 13 人市民局、環境局及び消防局に関する事項保健福祉委員会 13 人保健福祉局及び市立病院に関する事項・ [略] <p>2～4 [略]</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市議会委員会条例の規定により各常任委員会に付託されている事件は、この条例による改正後のさいたま

市議会委員会条例の規定により、各常任委員会のうち、当該事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。